

(第3号議案)令和3年度事業計画(案)審議に関する件

令和3年度事業計画(案)

自 令和3年4月 1日

至 令和4年3月31日

令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、あらゆるものの在り方や考え方が見直され、価値観や生活様式が一変した。規模にかかわらず、多くの企業が未曾有の危機に直面し、依然として未来を見通すことができない不安定な状況が続いている。

福岡県社会保険労務士会(以下「本会」)は、このような状況下において福岡労働局をはじめ自治体や各団体と連携し、1社でも多くの企業の経営を維持し、1人でも多くの労働者の雇用を守るため、社会保険労務士(以下「社労士」)は労務管理及び労働社会保険諸法令の専門家であるとの使命感を持って支援の取り組みを進めていく。

令和3年度においても、新型コロナウイルスの感染状況を見極めつつ、事業環境の急激な変化と新たな局面に対応した社労士業務の在り方を模索するとともに、社労士を取り巻く社会経済環境の変化を的確に捉え、地域社会の要請に積極的に応えながら、社労士業務の更なる発展に向けた施策を効果的に講じていく。

また、働き方改革に関して、中小企業・小規模事業者等への支援を通じて推進していくとともに、新型コロナウイルス感染拡大を契機に普及が進んだテレワークをはじめとする新たな働き方に対応すべく、会員の能力向上や担保及び事業の取り組みを進めていく。

加えて、デジタル化推進に関する事業として、政府が目指すデジタル強靱化社会の実現に対応するため、マイナンバーカードの取得及び利活用を図るとともに、電子申請実施率の向上や対面からデジタルコミュニケーションにシフトすることを前提に、社労士事務所のデジタル化について情報提供し、社労士が提供する様々なデジタルサービスの高度化に向けた事業についても取り組んでいく。あわせて本会のデジタル化についても対応していく。

さらに、業務開発に関する事業として、「社労士診断認証制度」について、より多くの会員に診断社労士の登録を促進し、経営労務診断に積極的に取り組むことができるよう、広報活動や関係各方面との連携を行う。企業経営における労務コンプライアンス等の状況や人材配置の適正性に関する「経営労務監査」業務が社労士業務として確かなものになるように、検討・取り組みを進める。

社労士制度は法改正により業務領域は拡大され、それに伴い知名度は向上し、同時に社労士が社会から求められる「役割」や「責任」の質も変化した。その期待に応えられるよう、会員の資質向上に取り組み、社労士の目的である「事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資する」という原点に立ち返りつつ、「人を大切にする企業」づくりを支援し、ひいては「人を大切にする社会」の実現が図られるよう、全国社会保険労務士会連合会(以下「連合会」)、本会各支部、福岡県社会保険労務士政治連盟と連携して取り組むこととする。

一. コロナ禍における地域企業等への支援の事業

新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活様式等の変化と新たな問題に直面している地域の企業とそこで働く者たちへの支援について、行政機関、自治体、関係団体と連携して、積極的に取り組みを行っていく。

二. 社労士制度推進に関する事業

1. 働き方改革推進支援など中小企業支援に関する事業

中小企業の事業活動を支援するため、自治体や専門職団体と連携して事業を行う。

また、働き方改革と働き方改革関連法施行に伴う実務面での対応を基本に、各種事業を企画実施し、中小企業のあらゆる業種領域において社労士業務の更なる認知度向上を図る。

さらに、外国人労働者雇用に関する情報収集と今後の社労士の対応について検討を行う。

2. 経営労務診断の推進

「社労士診断認証制度」を中心とする経営労務診断関係の委員会を、労働条件審査委員会から分離し、新たに「労務監査委員会」を設ける。労務監査委員会では、「社労士診断認証制度」における診断社労士の拡充を図り、企業の健康診断とも言える経営労務診断で「人を大切にしている企業」として認証されることが、イメージアップや求職者へのアピールに繋がることを企業に広く周知し、制度の利用を促進する。

また、前年度からスタートした企業主導型保育事業における労務監査、福岡市認可保育事業所監査支援への対応、監査員・監査支援員等の養成を行う。

3. 労働条件審査の自治体への周知活動と審査体制の整備

労働条件審査委員会は、労働条件審査の導入に関し、北九州市、福岡市での実績を踏まえて、引き続き福岡県社会保険労務士政治連盟と協力しながら、地方自治体に周知・提案を行い、業務推進を図る。

また、今年度も予定されている北九州市及び福岡市労働条件審査に取り組む審査員の養成、及びスキーム構築を進め、会員に労働条件審査業務への意識付けを行う。

労働条件審査チェックリストの内容について、行政機関の意見、法律改正等を考慮しながら時流に沿ったものになるようメンテナンスを行う。

4. (一財)福岡県社会保険協会共催の講習会の実施

算定基礎届事務説明会をはじめ、新任社会保険事務担当者講習会、社会保険事務講習会（健康保険給付、年金制度、入退社手続）、育児・介護休業事務講習会、労働保険事務手続講習会を福岡県社会保険協会と共同で開催する。

本会は会員の協力を得て、講師を派遣するとともに、社労士活用の広報を図る。

5. 事業開発に関する事業

事業政策推進室は、福岡県等の自治体や関係団体等の協力を得て以下に取り組む。

(1) 経営者団体への社労士活用促進の事業

法改正セミナーや個別相談会を実施し、中小企業の経営者に社労士活用をPRする。

(2) 医療・介護の各分野での社労士活用促進の事業

①「院長のための労働問題110番」事業の実施

クリニックや歯科医院に社労士活用を広報し、医療分野における業務領域の拡大を図る。

②介護業界に対する業務領域の拡大

介護事業所を対象に県内各地区でセミナー・個別相談会を開催し、社労士の知名度アップを図り会員の業務土壌の開発を行う。

6. デジタル化推進に関する事業

(1) 電子申請の利用促進

○電子証明書の積極的な取得促進を図る。

○電子申請実施率を向上させるため、ホームページ会員向けサイト「やってみよう電子申請」コーナーを充実させる。また電子申請の方法等を解説した動画をホームページにアップし、いつでも視聴できるようにする。

(2) SRPⅡの周知と取得促進

マイナンバー制度に対応した社会保険労務士個人情報保護事務所認証制度(SRPⅡ認証制度)について会員に周知するとともに、社労士事務所内の情報管理体制の構築及び個人情報保護対策の一環としてSRPⅡの認証取得を促進する。

また、情報セキュリティ対策強化を図るための研修を行う。

(3) デジタル化社会への対応

デジタル化社会へ対応していくために、電子化委員会を「デジタル化推進委員会」に改組する。デジタル化推進委員会は、デジタル・ガバメントに関する情報を収集し、会員に情報提供する。また、マイナンバーカードの取得及び利用促進を図る。

その他、社労士業務を取り巻くデジタル化に対応するための研修を行う。

7. 業務侵害行為の防止対策に関する事業

社労士法に違反する業務侵害行為に対して情報収集を行い、厳正かつ適切に対処し、以下に取り組む。

(1) 業務侵害行為の防止

助成金申請手続をはじめとする社労士の独占業務について、侵害する行為を行う他士業及び事業者に関する情報収集、対象者に対する事情聴取や警告を行うとともに、行政機関とも連携してその防止活動を積極的に行う。

(2) 悪質な業務侵害行為者に対する法的対応の整備

業務監察委員会が中心となって、総務委員会及び綱紀委員会と連携を図りながら、悪質な業務侵害行為者に対して告発等を含めた法的な対応ができるように基準等の整備を行っていく。

三. 社労士の社会的使命の実現と社会貢献に関する事業

1. 街角の年金相談センター北九州の効果的運営

日本年金機構からの委託事業「街角の年金相談センター北九州」を適切に運営するとともに、広報を充実させて地域住民の方々にその存在をPRしていく。また、連合会及び日本年金機構と連携を密にし、国民の利便性を高めるサービスの提供に努める。

2. 総合労働相談室・年金相談センターの運営

毎週火・木曜日(12時～18時)及び毎月第1土曜日・第3日曜日(10時～16時)を開設日とし、働き方改革、労働・社会保険、年金等に関する相談に対応する。

その他、11月23日「勤労感謝の日」、12月2日「社労士の日」に臨時開設し、労働相談等に対応する。

3. 「社労士会労働紛争解決センター福岡」の質・量的充実

社労士会労働紛争解決センター福岡のサイトの内容を充実させるとともに、PRチラシを配布するなど、広くセンターを周知する。あわせて、法テラスや福岡県弁護士会と連携を図り、センターの利用を促進する。

また、あっせん件数の実績を上げるため、総合労働相談室との連携を強化するとともに、会員向けにセンター活用を促進する内容の研修会を開催する。

なお、センターでのあっせんが円滑に充実したものとなるよう、あっせん委員を対象としたフォローアップ研修を行う。

その他、「補佐人制度」についても研修を行う。

4. 国及び県などからの受託事業の運営と情報収集

企業の健全な発展と労働者の福祉の向上に資するために実施される国や県等の事業について、情報収集、分析を行い、積極的に受託する。受託事業については、推進プロジェクトなど効率的な組織体制を整え、事業を適正に実施し、国民への貢献を図る。

5. 学校教育・地域社会支援に関する事業

高等学校等を中心とした学校教育での社会保障・雇用など社会的常識の教育活動として、より多くの学校で「ワークサポート事業」及び「就業前労働講座(福岡県労働政策課からの依頼)」が実施できるよう、アクションプラン推進委員会が中心となって取り組む。

また、福岡県は、大学・短大、専門学校等多くの教育施設が存在し、多くの優秀な学生が集まっているが、卒業後は東京をはじめ都市部に就職していく傾向にあることから、地域社会支援事業として、「働くこと」を通じて福岡県をはじめ九州地域の企業や学生などが起業すること、就職することに魅力的な地域社会になるような事業を検討していく。

さらには、小中学校で行われているキャリア教育にも積極的にに関わり、早い段階から社労士を職業として認識してもらえるような取り組みを行っていく。

6. 成年後見制度への対応に関する事業

「一般社団法人社労士成年後見センター福岡」を支援し、社労士ならではの成年後見活動の取り組みを進めていく。

また、連合会や他県会における活動等の情報提供を行っていく。

7. SDGsや労働CSRに関する事業

社労士が関与するSDGsの目標分野について、社会的責任として、積極的に検討し取り組んでいく。また、労働CSRについて、会員への周知及び関与先企業等への働きかけに資する活動の検討、取り組みを行う。

8. スポーツなどの協賛事業の実施

協賛事業を行うことにより、幅広い年齢層に社労士を周知するとともに、将来的にはスポーツ界などのセカンドキャリア教育の実施に繋げていけるよう検討・取り組みを行う。

四. 資質向上に関する事業

1. 職業倫理

(1) 倫理研修の更なる強化

社会が社労士に求める「役割」や「責任」の質的变化に応えるとともに、コロナ禍において助成金等の業務が多忙化し、職業倫理を保つことの重要性が高まっていることから、倫理研修の位置付けは高いものとなっている。昨年度は初めてeラーニングにより倫理研修が実施され、集合研修よりも受講し易くなったので、社労士の品位保持の更なる強化、及び国民の社労士への信頼度を高めるといった目的をしっかりと意識付けしていく。また、未受講者対策については、処分も含め徹底する。

(2) 会員への苦情対応

会員及び一般の方から寄せられる会員への苦情について、苦情処理相談窓口設置規程に基づいて、事実関係を精査し、対象社労士が速やかに必要な対応を行うように求めるなど、迅速な対応を行っていく。また、業務監察委員会が調査した事案について、適切な業務確保に資するために、個人情報等に配慮した上で、会報等に事案の概要等を掲載する。

2. 新規入会者研修の実施

新規入会者に、会の組織、事業内容、関連団体の活動等について説明する研修を実施する。あわせて、職業倫理に関する内容を充実させ、社労士の品位保持の強化を図る。

また、感染症対策を講じた上で、情報交換会を開催し、新規入会者が先輩会員との交流を深め、会務・行事等へ積極的に参加しやすくなるよう促す。

3. 体系的研修制度の充実

各委員会や専門研究部会、各支部が情報を共有し、連携して体系的な研修を実施する。

(1) 専門業務研修(研修委員会担当)

労働社会保険諸法令の専門家、人事・労務管理の専門家としての能力担保として、法律の施行や法改正、実務に対応した研修を行う。

(2) 医療労務コンサルタント研修の実施(研修委員会担当)

近隣の県会にも呼びかけ、「医療労務コンサルタント研修」及び「フォローアップ研修」を実施する。

(3) 介護事業労務管理研修会の実施(研修委員会担当)

近隣の県会にも呼びかけ、介護事業者の労務管理に特化した実務的な知識・能力の習得を目的として実施する。

(4) 新規開業者や事業拡大・展開に向けた研修(事業政策推進室担当)

売上1000万円超、更なる業務拡大を目指している会員及びこれから開業を志している会員等を対象に、高い業績を上げている会員等を講師に招き、「1000万獲得塾」を実施する。

(5) 個別労働紛争解決や補佐人に関する研修(社労士会労働紛争解決センター福岡担当)

P41 参照

(6) デジタル・ガバメントへ対応できる能力担保研修(デジタル化推進委員会担当)

P40 参照

(7) 専門研究部会の創設(事業政策推進室担当)

自主研究部会の組織を再編し、専門研究部会を創設する。年1回の報告会は引き続き行う。会員の専門的な能力を向上させて、会員個人が地域社会のニーズに対応できる能力と環境を整えるとともに、専門研究部会に所属しない会員や地域社会に情報を発信する。

4. 年金相談員の研修、年金マスター研修の実施

- 年金相談員の資質向上のために、定期的なスキルアップ研修を行う。また相談員代表者会議を定期的開催し、円滑な相談体制の強化を図る。
- 年金事務所や街角の年金相談センターでの年金相談実務に従事する社労士を養成するため、年金マスター研修を開催する。

5. 九州大学大学院法学府等との連携に関する事業

- 会員に九州大学大学院法学府修士課程専修コース(職業人特別選抜)入学に関する情報を周知するとともに、本会の推薦を希望する会員については、推薦の申請を受け付ける。
- 九州大学法科大学院との連携協定をもとに、社労士のための専門能力向上のための研修プログラムを企画し、希望する会員に研修を行っていく。

五. 広報・会員交流に関する事業

1. 広報に関する事業

広報委員会、会報委員会が中心となって、「人を大切にする企業」づくりから「人を大切にする社会」の実現の理念のもと、また、このコロナ禍の状況の中で、連合会の昨年度のテーマ「Beyond CORONA～社労士～」を引き続き用いて、地域社会に寄り添い、皆で共にこの危機を乗り越えるべく、社労士としてのメッセージの発信も行いながら、社労士の業務内容と本会の事業施策の周知、及び「社労士のブランド力」を高めていく広報活動を展開していくため、以下のとおり広報計画を策定する。

- 社労士制度推進月間事業として、従来行ってきた県下一斉無料相談会については、コロナ禍の現在の状況を鑑み中止する。本年度は、同期間にテレビ・ラジオのミニ番組を制作し、放送を通じて地域社会へ「社労士の業務内容」についてPRを図る広報を行う。
- テレビ・ラジオCM、ウェブ広告等を制作し、本会事業施策や、タイムリーな情報の発信を通じて、「社労士のブランド力」を高める広報を行う。
- 大相撲(九州場所)での懸賞金等を通じて、広く「社労士」広報を行う。
- 各支部等での広報活動のためのノベルティを制作し、支部等での活用を通じて、地域に密着した「社労士」の広報を行う。
- 北九州市・久留米市の協力のもと、社労士相談窓口の運営を通じて、地域に密着した「社労士」の広報を行う。
- ホームページの改善・充実を図るとともに、社労士検索システムの活用促進を通じて、「社労士の業務内容」のPRと「社労士のブランド力」を高めていく広報を行う。
- 福岡県社会保険協会との共催による講習会への講師派遣を通じて、「社労士」の広報を行う。(P39 参照)

- 福岡県社会保険協会発行の会報誌「社会保険ふくおか」（協会の会員事業所約2万4千所に偶数月発行）へ、毎回、本会事業施策やタイムリーな情報発信等のチラシを同封することを通じて、「社労士の業務内容」のPRと「社労士のブランド力」を高めていく広報を行う。
- 日本年金機構が情報公開している新規適用事業所名簿を活用し、新規事業所への社労士活用のDMを送付することを通じて、「社労士の業務内容」の広報を行う。
- 会員への本会の事業施策の周知、また、会員間交流のため、年4回、会報誌「社労士ふくおか」を発刊し、会員、関係団体へ送付することにより、「社労士」の広報活動を行う。
- その他、本会が行う事業を通じて社労士の業務内容を地域社会に発信していく広報を行う。

2. 情報提供に関する事業

- 「e-社労士通信ふくおか」を利用して、本会と会員間の連絡はメールを活用し、より早く的確に情報を届ける。新規入会会員は原則、登録・入会手続き時にメールアドレスの登録を実施し、既存会員には登録要請を各支部と連携して推進していく。
- 会員へより早く有益な情報を提供できるよう、広報委員会を中心に、ホームページの会員向けサイトをより充実させる。

3. スポーツを通じたの広報と会員交流への取り組み

会員自身が社労士として活動するための「健康」と「元気」を保持するため、広報委員会の下部組織の「社労士会広報運動部」の活動をより充実させる。

スポーツを通じ、定期的な練習により会員の健康促進を図り、会員同士の団結を強化するとともに、マラソン大会をはじめ様々な大会などで社労士PRユニフォームを着用して出場し、地域社会への社労士の知名度アップを図る。

4. 賀詞交歓会の実施

福岡県社会保険労務士政治連盟及び福岡SR経営労務センターとともに、令和4年1月に賀詞交歓会を実施する。

六. 本会と支部との連携に関する事業

社労士に求められる社会的責任や役割を果たすため、支部長会を定期的開催し、連携しながら変化する環境へ対応していく。

七. 行政等関係機関への協力事業

1. 関係機関等への協力

行政機関、自治体、関係団体から相談員派遣等の依頼があれば、その都度対応する。

2. 関係機関等との合同会議

関係機関等との連携を図り、相互の理解を深めるため、以下の会議へ出席する。

(1) 社労士会主催の行政等との連絡会議

業務監察委員会が議題等調整の上、福岡労働局、日本年金機構・全国健康保険協会福岡支部との「連絡会議」を開催する。

(2) 福岡専門職団体連絡協議会との連携

専門職団体で構成する福岡専門職団体連絡協議会の理事会、幹事会、運営委員会等の会議に出席する。

(3) 九州北部税理士会との定例会議

相互に専門性を尊重し合いながら、職域に関する問題を未然に防ぐよう意見交換を行う。

(4) 関係機関等が主催する諸会議

福岡労働局主催の「チャレンジふくおか『働き方改革推進協議会』」・「福岡県地域両立支援推進チーム」、総務省九州管区行政評価局主催の「福岡・北九州総合行政相談所運営協議会議」、福岡県主催の「福岡県外国人受入対策協議会」等へ出席する。

八. その他の事業

1. 社労士の登録・届出等に関する事業

連合会と協力して、登録及び特定社労士の付記並びに社労士法人届出の事務を適正に行う。
なお、新規登録・入会者対象の説明会を毎月開催する。

2. 会則・細則改正の検討及び会費滞納に対する対策

会員及び本会の活動が円滑になるよう総務委員会が中心となって以下に取り組む。

- 会則・細則・諸規程等の改正
- 会費滞納会員への対応及び法的手続

3. 本会・事務局のデジタル化等

- クラウドの活用をはじめとするシステムの構築と導入に取り組む。
- 本会事務局のリフォームや移転を検討する。

4. 全国社会保険労務士会連合会が行う事業

連合会が行う以下の事業に、会員の協力のもと本会として取り組む。

- 企業主導型保育施設における労務監査事業
- 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業(専門家派遣事業)
- 社会保険労務士試験事務事業
- 特別研修・紛争解決手続代理業務試験事務事業
- 労働社会保険諸法令関係事務指定講習
- 社労士個人情報保護事務所認証制度(S R P II 認証制度)に関する事業
- 社労士診断認証制度(経営労務診断)に関する事業
- 社会保険労務士賠償責任保険に関する事業

5. その他の事業

関係団体等が行う以下の事業に、本会として取り組む。

- 九州・沖縄地域協議会が行う会議、研修会
- 小規模企業共済制度への加入促進等
- 国民年金基金加入希望者の紹介等

(第4号議案)令和3年度収支予算(案)審議に関する件

収 支 予 算 書 (案)

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位:円)

科 目	令和2年度		令和3年度 予算額	増減	備考
	予算額	実績額			
I 事業活動収支の部					
1. 事業活動収入					
(1)会費入会金収入	149,354,000	148,358,000	152,318,000	2,964,000	
会費収入	143,304,000	142,993,000	146,268,000	2,964,000	
開業会員会費収入	105,240,000	105,120,000	107,544,000	2,304,000	8,000円×12月×開業・法人社員1,109名 中途入会者等 1,080,000円
勤務等会員会費収入	29,808,000	29,313,000	29,700,000	▲ 108,000	4,500円×12月×545名 中途入会者等 270,000円
法人会員会費収入	8,256,000	8,560,000	9,024,000	768,000	8,000円×12月×93件 中途入会 96,000円
入会金収入	6,050,000	5,365,000	6,050,000	0	
開業会員入会金収入	3,250,000	2,610,000	3,250,000	0	新規80,000円×35名 変更30,000円×15名
勤務等会員入会金収入	2,550,000	2,205,000	2,550,000	0	新規50,000円×50名 移管5,000円×10名
法人会員入会金収入	250,000	550,000	250,000	0	新規50,000円×5件
(2)補助金等収入	2,200,000	2,778,450	2,200,000	0	
補助金等収入	2,200,000	2,778,450	2,200,000	0	
登録等手数料収入	1,200,000	978,450	1,200,000	0	新規10,500円×85名、 変更800円×100名、特定証票交付他
活動交付金収入	1,000,000	1,800,000	1,000,000	0	
(3)事業収入	122,920,000	128,654,563	130,810,000	7,890,000	
研修会収入	7,920,000	5,418,800	10,810,000	2,890,000	
必須研修収入	0	0	0	0	
専門業務研修収入	3,940,000	900,000	4,380,000	440,000	
インターシップ研修収入	600,000	0	600,000	0	
九地協研修収入	100,000	50,000	100,000	0	
その他の研修収入	3,280,000	4,468,800	5,730,000	2,450,000	
委託等事業収入	115,000,000	123,235,763	120,000,000	5,000,000	
委託事業収入	115,000,000	123,235,763	120,000,000	5,000,000	日本年金機構、福岡県他
(4)雑収入	4,510,000	4,990,973	4,510,000	0	
雑収入	4,510,000	4,990,973	4,510,000	0	
受取利息収入	10,000	445	10,000	0	
雑収入	4,500,000	4,990,528	4,500,000	0	HP検索システム登録料他
(5)他会計戻入金収入	0	1,952,853	0	0	
特別会計繰入金戻入収入	0	1,952,853	0	0	
認証ADR事業会計戻入金	0	1,952,853	0	0	
事業活動収入計	278,984,000	286,734,839	289,838,000	10,854,000	
2. 事業活動支出					
(1)事業費支出	148,297,000	135,057,335	155,358,000	7,061,000	
広報費支出	28,000,000	21,290,555	32,050,000	4,050,000	
会報発行費支出	1,800,000	1,457,248	1,800,000	0	4回発行 印刷・郵送・原稿謝礼、含広告収入
広報活動費支出	24,000,000	18,056,715	29,000,000	5,000,000	社労士制度PR、ホームページ関連、 資詞交歓会他

科 目	令和2年度		令和3年度 予算額	増減	備考
	予算額	実績額			
名簿等作成費支出	2,000,000	1,578,472	1,000,000	▲ 1,000,000	写真付会員証作成他
福岡社労士通信費支出	200,000	198,120	250,000	50,000	送料
調査助成金支出	1,050,000	1,050,000	1,500,000	450,000	
自主研究グループ助成支出	1,050,000	1,050,000	1,500,000	450,000	10部会×助成金150,000円
研修会支出	12,879,000	4,206,553	13,440,000	561,000	
必須研修支出	1,950,000	906,098	1,150,000	▲ 800,000	
専門業務研修支出	7,109,000	921,778	7,160,000	51,000	
インターシップ研修支出	600,000	0	600,000	0	
九地協研修支出	50,000	21,580	50,000	0	
その他の研修支出	3,170,000	2,357,097	4,480,000	1,310,000	
福岡専門職団体連絡協議会	1,200,000	627,020	1,200,000	0	
協議会会費支出	700,000	468,100	700,000	0	参加負担金40万円、 定期大会参加者補助金他
協議会役員会費支出	500,000	158,920	500,000	0	理事会、無料相談会等日当
委託等事業支出	105,168,000	107,883,207	107,168,000	2,000,000	
行政協力費支出	168,000	112,000	168,000	0	行政相談コーナー相談員謝金
委託事業費支出	105,000,000	107,771,207	107,000,000	2,000,000	日本年金機構、福岡県他
(2)交付金支出	18,054,696	18,054,696	19,307,376	1,252,680	
支部交付金支出	18,054,696	18,054,696	19,307,376	1,252,680	
支部交付金支出	18,054,696	18,054,696	19,307,376	1,252,680	
(3)管理費支出	84,330,000	75,433,677	96,380,000	12,050,000	
人件費支出	49,150,000	47,706,733	50,000,000	850,000	
役員報酬支出	1,900,000	1,900,000	1,900,000	0	正副会長、専務理事
給与支出	32,750,000	31,553,625	32,800,000	50,000	
諸手当支出	7,100,000	5,967,265	7,100,000	0	通勤手当、超過勤務手当等
福利厚生費支出	6,300,000	6,586,663	6,600,000	300,000	社会保険料・健康診断・制服等
中退共掛金支出	1,050,000	1,060,080	1,100,000	50,000	
雑給支出	50,000	639,100	500,000	450,000	臨時職員
会議費支出	15,030,000	7,488,228	13,230,000	▲ 1,800,000	
総会費支出	5,000,000	1,801,398	3,000,000	▲ 2,000,000	構成員日当、会場費等 議案書等印刷費、送料
正副会長会支出	450,000	413,560	450,000	0	12回開催
支部長会支出	150,000	179,600	150,000	0	3回開催
常任理事会支出	300,000	118,080	300,000	0	2回開催
理事会支出	1,650,000	1,291,680	1,650,000	0	6回開催
常設委員会支出	5,000,000	2,566,740	5,000,000	0	
行政連絡会議支出	180,000	0	180,000	0	
その他の会議支出	2,300,000	1,117,170	2,500,000	200,000	専門委員会・監査他
需要費支出	20,150,000	20,238,716	33,150,000	13,000,000	
賃借料支出	8,000,000	7,205,736	8,000,000	0	借成ビル室料、OA機器等リース料等
旅費交通費支出	200,000	42,648	200,000	0	
通信運搬費支出	900,000	705,917	900,000	0	電話・切手代
印刷製本費支出	300,000	218,776	300,000	0	封筒等印刷代
消耗品費支出	900,000	797,149	900,000	0	コピー用紙、コピーカウント料他

科 目	令和2年度		令和3年度 予算額	増減	備考
	予算額	実績額			
備品費支出	500,000	169,510	500,000	0	
渉外費支出	400,000	59,640	400,000	0	関係団体への祝儀等
福利慶弔費支出	1,000,000	515,848	1,000,000	0	会員慶弔費
光熱水道費支出	450,000	365,555	450,000	0	
営繕修理費支出	500,000	309,100	500,000	0	OA機器保守料
調査研究費支出	200,000	73,400	200,000	0	新聞、書籍他
諸会費支出	150,000	150,000	150,000	0	商工会議所会費等
自振等手数料支出	1,450,000	1,447,658	1,450,000	0	
顧問料支出	1,700,000	1,723,840	1,700,000	0	弁護士・会計士顧問料、訴訟費用
租税公課支出	3,000,000	5,578,800	4,000,000	1,000,000	消費税、印紙税、法人住民税均等割
重点施策推進費	0	0	2,000,000	2,000,000	デジタル化対応
貸倒引当金繰入額	0	371,250	0	0	
災害基金引当金繰入額	0	0	10,000,000	10,000,000	
雑費支出	500,000	503,889	500,000	0	清掃関連費他
(4)連合会会費支出	31,765,200	31,801,800	32,389,200	624,000	
連合会会費支出	31,765,200	31,801,800	32,389,200	624,000	
開業会員会費支出	22,134,000	22,113,600	22,623,600	489,600	1,700円×12月×1,109名
勤務等会員会費支出	7,876,800	7,862,400	7,848,000	▲ 28,800	1,200円×12月×545名
法人会員会費支出	1,754,400	1,825,800	1,917,600	163,200	1,700円×12月×93件+中途入会
(5)他会計繰入金支出	8,800,000	8,800,000	9,300,000	500,000	
特別会計繰入金支出	8,800,000	8,800,000	9,300,000	500,000	
認証ADR事業会計繰入金	8,800,000	8,800,000	9,300,000	500,000	
事業活動支出計	291,246,896	269,147,508	312,734,576	21,487,680	
事業活動収支差額	▲ 12,262,896	17,587,331	▲ 22,896,576	▲ 10,633,680	
II 投資活動収支の部					
1. 投資活動収入					
投資活動収入計	0	0	0	0	
2. 投資活動支出					
投資活動支出計	0	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	0	
III 財務活動収支の部					
1. 財務活動収入					
財務活動収入計	0	0	0	0	
2. 財務活動支出					
財務活動支出計	0	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	0	
IV 予備費支出	31,334,471		38,288,122	6,953,651	
当期収支差額	▲ 43,597,367	17,587,331	▲ 61,184,698	▲ 17,587,331	
前期繰越収支差額	43,597,367	43,597,367	61,184,698	17,587,331	
次期繰越収支差額	0	61,184,698	0	0	